

平成25年度大磯町教育委員会第11回定例会会議録

1. 日 時 平成26年2月19日（水）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前11時30分
2. 場 所 大磯町立図書館 2階大会議室
3. 出席者 青 山 啓 子 委員長
中 野 泉 委員長職務代理者
竹 内 清 委員
曾根田 眞 二 委員
藤 家 崇 教育長
福 島 伸 芳 教育部長
岩 本 清 嗣 学校教育課長
小 島 昇 学校教育課副課長
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長
角 田 孝 志 生涯学習課図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 4名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第19号 平成26年度大磯町教育委員会基本方針について
議案第20号 平成25年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について
議案第21号 中学校給食の導入に係る教育委員会検討会意見書の修正について
議案第22号 平成26年度大磯町立幼稚園における休業日の変更について
議案第23号 旧吉田茂邸再建に係る平成26年度協定書について
8. 報告事項
報告事項第1号 第3回大磯 Challenge Live の開催について
報告事項第2号 平成25年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの実施結果について
報告事項第3号 平成25年度文化財消防訓練の実施結果について
報告事項第4号 春季企画展「きらびやかな雛人形の世界」の開催について
報告事項第5号 新春企画展・横溝コレクション「馬！うま！午！」展の実施

結果について

9. その他

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、1月定例会開催後の平成26年1月15日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。1月19日、大磯一周駅伝大会が大磯運動公園で開催され、大磯中学校吹奏楽部が演奏し大会に花を添えました。1月25日、大磯ライオンズクラブのご支援により、第19回大磯町中学校英文朗読大会を開催し、大磯中学校、国府中学校の生徒が、それぞれ工夫を凝らし、英会話での発表をしておりました。1月26日、地福寺において、寺院、警察署、消防等関係機関の協力を得て、文化財消防訓練を行いました。1月31日、大磯町立学校PTA連絡協議会との懇談会を開催し、知恵でつくる教育現場をテーマに話し合いを行いました。各園、各学校のPTA役員の方々から活発な意見をいただきました。2月18日から町議会3月定例会が開催されております。初日には、大磯町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例と補正予算審議がなされ、全員賛成で可決しました。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりであります。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

議案第19号 平成26年度大磯町教育委員会基本方針について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課副課長) 平成26年度教育委員会基本方針の案につきましては、2ページ、2. 教育研究所の(1)理科副読本、大磯の自然、植物編の編の漢字を、前回の協議資料から訂正しました。その他につきましては、前回の定例会でご協議いただき、特に修正意見はありませんでしたので、議案1ページから6ページのとおり修正無くお示ししています。説明資料は、7ページから17ページで、平成25年度との対比表となっています。これまでご覧いただいたてきました形です。以上です。

質疑応答)

竹内委員) 今、小島さんから今まで何回も検討してきたという話があって、確かに

そのとおりで、私も気がつけばよかったですけども、語句の気がついたところを言います。お願いします。2ページの(9)、上のほうです。読書活動の、の下のところ、子どもたちがの子どもたち、それから教育研究所の(3)の2行目の子ども達、それから同じく2ページの下から4行目、子育て支援のところの目標の上のところの子どもたち、ということで、ちょっと文字の整合性はこれでいいのかなという疑問が1つ。それから、5ページの重点施策の1番の一番最後、図書情報の把握に努め、時代にあった蔵書・資料の整備に進めます。ではないのではないかなと思います。整備を進めますなのか、に、だったら、努めますにしないとおかしいということです。前回、この資料を検討したときに気がつけばよかったですけども、再度、見直して気がついたところということで、子どもたちのたちが、平仮名なのか漢字なのかの整合性と、またこのとおりでよければ、どうしてそれでいいのかという説明をいただければと思います。それから、5ページの図書館の部分です。その2カ所、お願いをしたいと思います。

学校教育課副課長) 子どもたちの、たちの字、平仮名のたちと漢字で表記されているところがあります。今、ご指摘いただいた子育て支援の基本方針のところ、昨年度漢字になっていたものを、ほかと合わせて平仮名に直してきている経緯もありますので、教育研究所の(3)の子ども達の達を平仮名に修正ということでお願いできればと思います。

図書館長) 5ページの重点施策の1番ですけども、蔵書・資料の整備に進めます。となっていました、努めますに改めます。

委員長) 義務教育の基本方針のところの重点施策で質問ですが、重点施策の1の(1)の中に、県教委からの委託事業の点で、分かる楽しい授業の創造というテーマでやっているということですが、これは今年のテーマであって、2年目の内容ですが、去年はまた別にテーマがあったのでしょうか。それとも、継続して同じテーマで進めているという内容になるのでしょうか。

学校教育課副課長) このかながわ学びづくり推進地域研究委託事業ですが、平成25年度と平成26年度の委託事業になります。基本的にはそれぞれの市町村で研究テーマを設定してということで、県教育委員会には、分かる楽しい授業の創造ということで、町のテーマを設定して研究を進めるということで報告をし、1年目の取り組みを今して、まとめの時期に差しかかっているところです。基本的には、平成26年度につきましても、期間がまだ短い、25年度から始めたものですので、同じテーマのまま町全体で取り組んでいきたいということで、このテーマは継続の予定で考えています。

委員長) そうですね、1年で結果が出る内容でもないと思います。

竹内委員) 質問ではありませんが、意見ということで、この基本方針をもとに来年度、教育委員会が進んでいきますが、今やっている小・中学校のこのところを押さえて指導してほしいという観点で、幾つか指摘をさせていただきたいと思います。1ページの1番のところ、県の委託事業のところですが、2行目のところに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させという部分で、何年か前は学力の向上だとか、学力の定着だとかという文言で、いわゆるしばらく前のゆとり教育の反動ではありませんが、その反省のもとに学力の問題が大分取り上げられていたということの流れの中から、そういう学

力向上とか学力定着ということがかなり言われていましたが、それを踏まえた上で、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させて、さらにそれを活用して課題解決能力を養っていくという流れかなと思いますので、ともすれば学力の定着がおろそかになっているのではないかと受けとめられると困るので、そういうことではないですよ。そういうのも当然含んだ中の確実に習得させという文言ですよというところを話をしてほしいなと思います。それから、(2)で、目標に準拠した評価というところがありますが、この部分も特に小・中学校での評価について、目標準拠の評価になってもうしばらくたちますので、当初の目標準拠評価に変わったころの熱気といいますか、先生方の物事を追求しようとする、評価を追求しようとする気持ちがやや薄れているのかなということが懸念されますので、もう一度目標準拠評価について各学校で教員の共通理解を図る必要があるのかなということを感じました。あわせて、(5)の適正な評価処理の研修の部分、これもそれに絡んでということだと思いますけども、間違い等のないしっかりした評価処理、それから評価そのものについて、もう一度各学校に徹底をしてほしいと思います。それと、教員の事故、不祥事防止についても、引き続き大きな重点の一つとしてお願いをしたいなと思います。これが学校と児童・生徒、保護者との信頼関係、あるいは地域も含めた信頼関係につながっていくと思いますので、ぜひ信頼関係がきちっと構築できるようお願いをしたいと思います。あと、2ページ目のところではいろいろな人の配置等記載されておりますので、ぜひ人を配置したからには、それにふさわしい活動をしてもらえるよう適切なお指導をお願いしたいと思います。

委員長) ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第19号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第19号平成26年度大磯町教育委員会基本方針については原案どおり承認をいたします。

議案第20号 平成25年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課副課長) このことにつきましては、資料3枚目の資料1大磯町教育委員会表彰規程に基づきまして、関係各課から内申がございましたので、提出するものでございます。表彰規定第2条第3号に該当する被表彰者につきましては、後ほどご説明申し上げます。まず、表彰規定第2条第4号に該当する方々でございます。宮松美知子さん、二椏木早苗さんの2名は、いずれも図書館ボランティアとして多年にわたりご尽力されている方々でございます。宮松さんは、図書館協議会委員も4年間務められました。栗原敏丈さんにつきましては、子育て支援のために、4年連続で多額の寄付をされた方でございます。次に、表彰規程第2条第3号に該当する被表彰者についてご説明申

し上げます。これは、児童生徒文化・スポーツの優秀者あるいは優秀団体の表彰でございます。去る1月28日、表彰選考委員会での審議を通して、別紙に記載の個人・団体が、被表彰者として選考されました。2ページから4ページの別紙をご覧ください。大磯小学校は文化の部で個人1名。国府小学校では文化の部で個人3名が選考されております。国府小学校の1番と2番は現3年生の二宮珠生さんですが、1番につきましては、2年生のときの応募に対する受賞となります。大磯中学校では、スポーツの部の個人が9名、団体は3団体19名が選考されております。このうち6名は同一年度内での重複受賞となります。なお、体操個人の河崎さんは、全国大会個人跳馬で1位となっており、大磯町スポーツ表彰の基準に該当しますので、個人としましては、児童生徒文化・スポーツ優秀者表彰の重複受賞の対象者とはせず、大磯町スポーツ表彰に推薦しています。国府中学校では、スポーツの部の個人が2名、団体は1団体8名が選考されております。このうち2名は同一年度内での重複受賞となります。今年度も昨年度と同様に、選考の基準については、教育委員会を通して作品募集の依頼があったもの、及び学校で指導が加わって応募したもの、教育委員会を通して開催された大会、及び中学校体育連盟が主催または共催となっている大会としました。なお、表の中で名前に○印がついている生徒が重複対象者、つまり年度内で複数の受賞となっているものでございます。小学校の文化の部については、応募総数を分母としたときの受賞者数の割合が、すべて2パーセント以下となっております。また、中学校のスポーツの部については、すべて県レベルで3位以上となっております。説明資料3に、被表彰者数の総括表を綴じましたので、ご覧ください。表の合計欄、右下の42名が平成25年度のべ被表彰者数です。このうち8名が重複対象者となりますので、被表彰者は、全員で34名ということになります。重複して選考された個人・団体の各児童生徒に対しましては、記念品のメダルは一つだけ授与することとなっております。最後に、各学校に於いて行われます表彰式には、それぞれ代表の教育委員さんにご出席をお願いいたします。後ほどの事務連絡調整会議で調整させていただきます。

質疑応答)

委員長) スポーツ・文化優秀者の表彰については、こうやって表にさせていただくと、大変優秀な成績をおさめた子どもたちが多くことに驚きます。ここで表彰対象にならなくても、たくさんのお生徒がそれぞれの成果を出していると思うのですが、規定がある以上、ここで表彰される子どもたちが限られてしまうのは残念ではありますが、そこはこの表彰のときに委員が行きますので、そこで言葉を添えて補ってあげられたらいいと思います。2条の4号に該当する3名の方たちも、長年にわたり活動を続けていただいたこと、またご寄附についても毎年この時期にお名前を聞くことになるのですけれども、大変ありがたいことと思って感謝申し上げたいと思います。ほかにご意見、よろしいでしょうか。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第20号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第20号平成25年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定については原案どおり承認をいたします。

議案第 21 号 中学校給食の導入に係る教育委員会検討会意見書の修正について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) ご説明いたします。表紙をおめくりいただき資料①をご覧ください。資料①は、意見書の抜粋とし、40 ページの、8. 中学校給食の方向性、の部分をご提示しています。修正部分は、42 ページの上から 7 行目からの※印の部分となります。この部分を削除しました。次に、資料②をご覧ください。意見書の修正案・新旧対照表です。左側が旧、従前の記述、右側が新、修正案の記述となります。修正部分はアンダーラインの部分となり、この部分を削除しています。この部分については、財源に関する記述が含まれているため、予算執行者の立場として、町長部局より修正して欲しい旨の申し出があったものです。本意見書については、付議事項として議決されておりますので、修正にあたっては同様に議決を要すると判断し、ご提案するものです。概要の説明は以上です。

質疑応答)

曾根田委員) これを議論する前に、わからないので確認をしたい。ご意見というかご教示願いたい。教育委員会の定例会というのは、例えば毎月が一定の会期中と理解するのか、1年通して一定の会議と理解するのか、グレーゾーンがあってわからないのですが、もし回答があれば教えてほしいのですが。なぜ質問するかというのは、議会でもそうですけど、一定会期中での一事不再議というのがありますが、これがもし教育委員会の中で定例会自体が1年通して、定例会というのは半日ぐらいで終わってしまうので、一定会期とは言えないと思うんですが、仮にその一定会期中という理解が4月から3月までの会期だったら、この議案そのものは審議できません。そこを教えてくださいませんか。

学校教育課長) 議会の関係で通年議会というのもあると思いますが、それについては条例で通年議会とするという、会期を1年間とするという形で、いつでもやるという形で今やっていると思います。特にそれに照らし合わせますと、教育委員会の場合は毎月1回定例会をしています。そのたびごとに告示をして、開催していますので、その意味では通年の定例会、教育委員会としてではなくて、毎月必ず告示して1回ごとの、何月何日に開催されるという告示をした上で実施いたしますので、その意味では通年ではなくて毎月1回ごとのという解釈になるかと思います。

曾根田委員) わかりました。

委員長) 今回、最後の対照表を見てみますと、線の部分を削除するということですね。この件については、以前にこれは公表されている内容ですが、町長と事

務局、それから私、委員長とで話し合いの場がありまして、これは新聞等にこういう話し合いがあったということは、内容は書いてありませんが載せられて、そのときに聞いたのですが、この削除する部分については教育委員会としては少し踏み越えた意見ではないかというお話をいただきました。それについて、ここの委員会に持ち帰って話し合ってもいいかなという内容に思いましたので、今日ここで話し合うことになったわけです。私の考えといたしましては、この最初の意見書の目次のところを見ていただければおわかりになると思いますが、この意見書は時間と手間をかけて中学校給食について議論してきた内容です。教育委員会としては、11月の定例会のときにも集大成としてみんなで承認した内容であります。しかし、今回この一部を修正するか削除するかということについては、踏み込み過ぎていると言われれば、それについては理解する部分はありますが、この意見書で最も私たちが注目していただきたいのは、40ページのところから始まります1、2、3の方向性の部分であります。行政改革について意見を述べるというつもりではもちろんなかったわけです。学校のところを削除することについては、私はやぶさかではありませんけれども、この意見書を今後たくさんの方に見ていただく場合に、教育委員会の方向性をより理解していただけるというのであれば、削除をすることには別に反対ではないというところを思っております。

竹内委員) 具体的に資料の②のところ、アンダーラインの部分の全てが意にそぐわないというか、問題としているところなんですか。そこら辺がわかればと。

学校教育課長) 町長、副町長等の話の中では、行政改革という文言です。それで、事業の精査、改革により財源を生み出すという部分で少し心配があるということをおっしゃっていました。行政改革自体、当然教育委員会も含めた町全体の話なので、行政改革を行って事業精査は改革の財源をとということになりますと、町長は、これについては教育委員会として意見を言うことは間違いではないけれども、これは私の責任で行うことなので、そういう意味では少し踏み込み過ぎではないかと、そういうお話でした。

竹内委員) そうすると、その前段の部分、給食方式の決定に当たり大きな課題である財政的課題を最小限に抑えたこと、ここの部分は特には問題ないということですか。

学校教育課長) そうですね。そこについては特に話は触れていませんでした。

竹内委員) ここのところは、私としてはぜひ入れてほしいと思います。ほとんどの時間、ここのところで費やしたといっても過言でないぐらい議論しましたので、大磯町の財政状況等を踏まえた中でベストな方向性を探ったということだから、そこは生かしてほしいなど。後半の部分はまたもうちょっと議論しなければいけないかなと思いますけども、私の意見としては、前半のまた、よりも前の部分は入れてほしいという思いがします。

委員長) 今、気がつきましたが、以前、事務連絡会議で示された資料があるんですが、このときには今、竹内委員がおっしゃったように、また、の前の部分、給食方式の決定に当たり大きな課題である財政的課題を最小限に抑えたこと。ということについてはアンダーラインがなかったですね。今回のこの対照表の中には全部アンダーラインになっていますけれども。わかりますでしょうか。

学校教育課長) 2月5日の事務連絡調整会議ということになりますけど。

委員長) すみません。私は1月19日の資料を見ています。

学校教育課長) 2月5日の臨時会の後に事務連絡調整会議を開かせていただいて、そのときに提示させていただいたのは、今回と同じ状態でお示ししています。

委員長) そうですか。すみません、ちょっと勘違いいたしました。

曾根田委員) 竹内委員のに絡んで、同じ考えですが、では例えば、財政的なことは町長の判断とおっしゃるのであれば、我々は自校方式にしたいという気持ちはあるわけです。それは我々は財政的なものを考えて結論を出したわけですが、それも、それと相矛盾しませんか。そこも、それは踏み込み過ぎ、財政を考えないで出すのはおかしいのではないかという議論も成り立つと思うのですが。その前に聞きたいのは、教育長が町長側の要請でという話があったんですけど、教育長自体、どう思っているんですか。なぜかという、我々は11月にこれを合議で決めたわけですよ。我々教育委員の立場としては、事務局、教育長が提案されたものに対して、議会と同じようにそれに対して審議するわけですよ。基本的に教育長がそのとき合議に加わっていて、少なくともそのときに反対意見をされていけば、今回の提案は理解できるんですけど、教育長もそのときに、人は変われど教育長という組織自体は変わっていません。その職位はですね。だから、教育長という職位から判断して、そのときに合議で賛成されているにもかかわらず、ここでなぜ町長に言われたから変えるというのか、理解できません。教育長はどういう立場で考えていらっしゃるんですか。

教育長) お答えします。実はこの部分につきましては、地方教育行政法の23条、これは給食に関することは教育委員会の職務権限として明記されております。24条の第4項だったと思うのですが、予算の執行に係ることは首長の職務権限という規定がございます。私はこれを読んだときの初発の感想といいますか、すごく論議されてきたなという経緯はよく理解しているつもりでございますが、24条の規定に鑑みたときに、この予算の執行というのは、単に予算の決められたものを支出するといいますか、いわゆる歳出部分だけではなくて、その歳入、どういう形で財源を確保していくかというような問題も含めて予算の執行であろうという考え方をしますと、この事業の精査・改革により財源云々という文言については、やはり町長部局からの考え方も一理あるかなと考えております。

曾根田委員) その点については、第24条については僕も理解しています。ただし、この件については1月の定例会後の事務連絡調整会議で話が出ました。そのときに教育長も会議に加わってまして、我々教育委員も含めて、教育長も含めて反対しなかったですね。これはそうではないのではないかと、まず1回返しました。それがなぜ2月5日の時点になってそのような話になってここへ上げてきたのか、そこが理解できません。

教育長) お答えします。一方ではもちろんこれまでの取り組みについて事務方のほうからも話を細かく聞くということと、それからもう一方で、やはり町長部局からの話をどれだけすり合わせができるのか、そのことを考えておりましたので、その場での発言はいたしておりません。おっしゃるとおりでございます。

曾根田委員) 発言しないということは、オーケーという話だったよね。

教育長) とは考えてはおりません。

曾根田委員) ああ、そうですか。

教育長) はい。

曾根田委員) この件について、意見書自体をもって文科省と県の教育に確認しております。少し長くなるかもしれませんが、例えば省庁における各種検討委員会があると思う。例えば、財務省の財政諮問委員会とか、文科省の中央審議会等においても、いろいろこういった意見書を出しています。その中で、その検討委員会がそういったことの行政改革云々について踏み込んで関与を出していますけれども、それに対して文科省なりは、それは越権行為ではないと判断をされています。それについてはどう思いますか。

教育長) 文科省あるいは県を初め、それぞれいろんな立場の相反することが予想される課題については、それぞれ諮問をされると思います。その諮問された委員会の会議録と、でき上がったいわゆる答申、文書になったもの、これはそっくりそのまま同じではないような気がいたします。

曾根田委員) それはわかります。

教育長) ということは、その中にさまざまな考え方があり、そしてそれを調整された形での文書ができ上がったのだろうと私は理解しております。

曾根田委員) それで、私はこの意見書自体が、教育長の11月の提案ですから、少なくともその手続を踏んで出ていると思っています。だから、各調整をした上での意見書と思っていますので、まさにそうだと思っていますけど、いかがですか。

教育長) 11月のご意見の中身については、まだ就任しておりませんので、詳しくは存じ上げておりません。

曾根田委員) それは事務局、教育部長以下に確認しますが、この意見書自体の合議にかける付議をするに当たっては、少なくともいろんな部門と調整をしながら、今教育長がおっしゃったように、会議に出た議論そのものとイコールではないというのは理解しています。その上でまとめるときに、事務局がきちっと整理をして調整を図って出てきたのが合議だと僕はと思っていますので、そういう意味では僕は教育長の反論は当たらないと思っています。いかがですか、事務局。

学校教育課長) 少しわからなかったのですが、この意見書を事務局で作成するに当たって、町部局と調整したかというご質問ですか。

曾根田委員) いや、そうではなくて、少なくとも教育委員会の定例会に付議ということは、その案件について教育長以下事務局も含めて、あるいは関係機関ともんで出してくると思っています。その上での合議だと思っていますので、そういう意味では教育長がおっしゃったような、そういうことは踏まえてきていると僕はと思っています。それを全くしていないで、事務局は手続を全くおろそかにして出したということですか。

学校教育課長) ですから、今私が質問したように、意図がわからないのですが。

曾根田委員) だから、関係機関ということですよ。関係機関と調整していますかという話ですよ。

学校教育課長) この意見書については、町の関係機関と方向性については情報を調

整しながらやっています。ただ、個々の文言について細かく調整はしておりません。

曾根田委員) 文言云々ではなくて、全体の流れとしてこういうことで出しますよということで、事務局のほうでは整理されていますよねと言っているんです。それを全くやらないで勝手につくったということでは、事務局の全くのミスということですか。

学校教育課長) 私ども教育委員会で給食の方向性について調整して、協議して、つくってきたわけですので、最初にこのデリバリー給食という方向性は関係機関にお話をしております。ただ、この意見書自体の具体的な調整とか、文言も含めた調整とかはしておりません。

曾根田委員) それをしていないものを会議に出すんですか。

学校教育課長) これについては、あくまで教育委員会の検討会で検討した内容を教育委員会で定例会へ付議してきた内容ですので、詳細の内部についてまで、例えば関係機関で給食は別の方法がいいよとか、そういう調整はしていません。

曾根田委員) そういうことを言っているのではなくて、教育委員会にかける付議の案件については、全く事務局で勝手につくったと理解していいのですかと、これについては。少なくとも必要な手続は踏んでやってきているわけでしょう。皆さんが考え得る最善の整理はされてきていると思っていますけど、それをやっていないというんですか。

学校教育課長) 趣旨が少しわからないのですが。

曾根田委員) 言い方が下手なのかな。わかりますか。

教育部長) 例えば、意見書が事務局でできたときに、それを関係各課にこういう素案ができましたから見てくださいということとはしないということですか。

曾根田委員) そんなことは言っていないです。

教育部長) 課長が言ったとおり、文言までは見せていないのですが、財政的な面とか、資料も財政課からもらっていますし、アンケートの結果も途中経過で、数字的な面ですが、そこもお示ししています。意見書の構成についてもお示しをしていますので、この報告書全体を各課に素案でどうですかということとはしていません。事務局が勝手にといい言い方は、良くない言い方ですが、そういった過程を経て最終的に文言までの全て見せていないので、時々で調整した結果をまとめた中で定例会に出しているという流れです。

曾根田委員) そこは理解しています。だから一つ一つの文言について云々ではなくて、では出してきたもの自体全体が、その中身をきちっと整理されて出してきたんですよと聞きたいんです。

教育部長) そういう意味です。

曾根田委員) ですよ。それで、さっき委員長がおっしゃった1月29日ですか、町長、副町長、教育長、福島部長、岩本課長、委員長で話があったとおっしゃいましたが、もし違っていたら指摘してください。そのときに、前段は踏み込み過ぎだという話があったと。それから、副町長がこれ自体について、意見書自体が意味がないのではないかとおっしゃったそうですけど、それはどうなのですか。

委員長) そういうことをおっしゃっていました。話の流れの中で、教育委員会が行

政の施策に対して踏み込んでいるという部分、そのところからちょっと感情が入られたのかもしれませんが、この意見書にどういう意味があるんでしょうかねみたいな話があったことは本当です。

曾根田委員) では、例えばそんなことをおっしゃるんだったら、平成24年の10月から検討を重ねてきましたよね。大磯町立中学校給食に関する懇話会が、十何名の構成員、学校長とか公募町民を集めて懇話会が開催されてきたんですが、それ自体も否定するということですかね。我々はその懇話会の意見を踏まえて、教育委員会検討会を踏まえてきたわけですから、それ自体が意味がないということであれば、それ自体も否定されていて、それは愚弄されていませんかと言いたい。それはどう思いますか。事務局。そんな意味がないということに対して、皆さんどう反論されましたか、教育長も含めて。

教育長) お答えします。私は、それについての反論というよりも、これまでに取り組んでこられた教育委員さんたちのご苦勞も理解しているつもりでございます。ですから、私としてはこの争点になっている文言の問題と、それからこの意見書全体のトーンが子どものためという視点でつくられていること等を考えますと、例えが適切かどうかわかりませんが、産湯を流すときに一緒に赤子まで流すことはないのではないかと考えております。ですから、この意見書が意味がないなんていうのは、全然私自身は考えておりません。むしろ意味あるものだと考えています。ただ、この文言一言で、もしこれがいろいろなところで問題になるとすれば、これは産湯と一緒に赤子を流す結果になるのではないのかなと考えております。したがって、この成果自体は私は大事にしたいと考えております。以上です。

曾根田委員) それは意見のすりかえではありませんかね。副町長は意見書自体が意味がないと言っているわけです。検討自体が意味がないと言っているわけですよ。それは意味のすりかえではないですか。

教育長) 私は副町長ではありませんので。

曾根田委員) だから、副町長がそうおっしゃるといことは、これが意味がないということですから、全体、今までの1年間の流れが全然意味がないということではないですかと言っているわけ。

教育長) 私は意味があると思っております。

曾根田委員) そうですか。僕はそう思っていないです。そこは意見の相違ですね。だから副町長は、これを検討すること自体、意味がないと言っているわけですよ。

教育長) 質問の意図がわかりません。

曾根田委員) 副町長がこの検討すること自体、意味がないのではないかとおっしゃったわけですから、それはこの意見書自体、意味がないということではないですかと言っているわけ。

教育長) 私はそうは思いませんということです。

曾根田委員) そこは意見の違いですけど。もう一つ、では教育委員会として、君たちも以前、踏み込んできたよね、という話があったかと思うんですけど、それは本当ですかね。

委員長) それは話の勢いでおっしゃったのかなと思いますけど、誓ってそういうふうにおっしゃっていました。でも、以前にあったことをまた引き合いに出さ

れているなどは思ったのですけれども、そのときも思いましたし、今回の意見書のやりとりについても思うのですけれども、では何が大事なのかということですよ。この意見書を私たちが提出して、それに対して行政がこの文言についていろいろおっしゃっているのですけれども、私たちは中学生に対して給食をしたほうがいい、そのためにどんな方法がいいのだろうかということ、1年間議論を重ねて手間暇かけてきたわけなので、そこが私たちにとっては一番大事な部分だと思うんです。この3行の文章については、これは無償化すればベストだと思いますけども、そこが主眼ではないわけで、私たちは中学生にデリバリーという方式で給食を実施してあげたいんだと。それによってご家庭の負担も軽減するだろうし、子どもたちにとっても食育とか栄養の部分、いろんな部分について多大のメリットがあるから実施したいんだという結論を第一に伝えたいわけなんです。副町長がいろいろおっしゃるのですけれども、私の言いたい主眼はそこではないんだと強く思っています。副町長がご意見をおっしゃいましたけども、町のトップである町長はこの意見書については理解していただいていると私は思っています。町長が言えない部分を副町長がおっしゃっているのかもしれませんが、その辺についてはこの意見書というのはやはり重い意味があって、町側は捉えていただいていると、私個人としては思っております。でも、そういった中で、ああいう公式な場所で副町長がおっしゃった言葉については、やはり遺憾に思う部分は幾つかありました。これは事実です。

曾根田委員) 僕も基本的には、最後に何を言いたいかを言いますが、その前段として、今、副町長が、おまえたちも踏み込んだじゃないかという話、これは5歳児の件だと思うんですが、これは基本的に我々教育委員は5歳児を転園させないという方針で決めたにもかかわらず、副町長が言って話をされてきているのですけど、それと同じではないかと言うのですけど、それは全く僕は違うと思っております、5歳児を転園させるということですが、それは基本的に刑法、民法でも決められていますけど、責任無能力者、5歳児に対しては、一切、科を与えてはいけないという法律になっている。それを町側というのか、副町長も含めて、5歳児が転園になったわけですが、これは基本的に人権侵害だと僕は思っております、それに対して今回我々がこういった意見書を出したときに、そのレベルと全く同じだということ意識していると思うのですが、それは違うと僕は思っております、そこは副町長、我々教育委員で面会をして話をしたときの、ある意味では反動かなと僕は思っているのですけど、そういった公式の場でこの件があったではないかということについては、いかがなものかと思っております。それから、もう一つ、何か竹内委員に、悪いんですけど、町長と話したときに無償は考えてないんだねとおっしゃったように聞いているのですが、それは本当なのですか。

竹内委員) 給食の無償化についての話題が出たということなんです。私のほうで、今の話は町長と私と個人的に話をしたときのことなだけで、この表現について我々教育委員のメンバーは、今すぐ無償化をやってくれという気持ちではもちろんありません。ただ、少子化で大磯町の活性化の一つの、その上の段に書いてありますが、こういったことを話をして、給食の無償化もその一つのアピールの材料になるのではないのかという意味でここに書かせ

てもらいましたよという話をしたんです。今すぐこれをやれと言っているわけではありませんよと。ただ、それを頭に入れて、いつかそういう日が来ればいいなと思いながら、希望的観測の中でこれを書いたという話を町長にはしました。そうしたら、ちょっと私もよく覚えてないんですけど、どういう反応をしたか。いや、それはだめだよとかという反応はなかったので、まあ理解してもらったのかなという感じで受けとめたんですけども。

曾根田委員) ありがとうございます。それで、この件でさっきも出ましたけど、行政改革どうのこうのということになっているわけですけど、一応先日、県の教育委員会の総務室に行って相談をしました。この文書を見せて話をしました。基本的に言うと、さっき教育長がおっしゃったように、議論の中身とまとめた文書とは当然違ってしかるべきだという話、それは踏まえた上でですけど、この文言については問題ありませんと。もし正式にそういった相談とか照会があれば、文書を出してもいいですよという話は言われました。それから、文科省の初等中等教育局の企画課の教育委員会の方に相談を同じようにしました。結論から言うと、まずこの手続について地方教育行政の組織及び運営に関する法律にのっとって実行されていると理解しますと。その意味で法律違反ではありませんし、踏み込み過ぎではないと。もう一つ、学校給食法にのっとって検討されていると思いますので、その点についても問題ありません。したがって、この文言について踏み込み過ぎだとは判断しませんと。それで、僕は例えばこういったことについて我々の意見として、これを実際実行するのは町側、行政側ですから、何も僕は言わない。こういったこともありますよという一つのサジェスションと捉えていまして、ここでなぜそんなことを、行政改革云々の話をされるのか、理解できない。もう一つ言われたのは、文科省の方は、首長さんがそこまで言うのは聞いたことありませんと言われました。だから、そういう意味で私は、行政改革というのは特に裏があって捉えたわけではなく、これは事務局がつくったわけですから、我々と合議したわけですから、特に我々はそんな町に対して批判をしてやっているつもりは全くなくて、そういったことも一つのサジェスションとしてあるのではないですかということを行っているつもりだと僕は思っています。したがって、僕は取る必要はないと思っています。文科省も必要であれば、正式にあるのであれば、回答してもいいとは言っています。別に僕はこだわっているわけではありませんけど、そういった教育委員会所管のところをそういう判断をされているので、参考にしてもいいのかなと僕は思っています。

委員長) ありがとうございます。

教育部長) 確かに今、委員おっしゃったとおり、特に県、国とかに照会をかけてはいませんが、事務方としては、そこまで踏み込んでいないというような記述で作成したつもりです。その辺は委員が言われたことと、事務方の作成したことは合っていると思います。ただ、今、いろいろ考えましたが、当初は町長にお話ししたときには、いろいろな思いがある中で、教育委員さんがつくった思いを話をして、ここに給食の無償化についても踏み込んだことの話をし、今、竹内委員が言われた、これは当然すぐにはできる問題ではないです。長時間かけて、好時期が来たときには検討してくださいよという意味で、そういうお話もいろいろさせていただきました。なかなかその辺が、この2行

だけ特化されると理解されない部分がありました。要は、課長が言ったとおり、財源を生み出すことは町側だという考えを持っている中で、その辺は納得されなくて、委員長との話し合いで、確かに副町長としては、感情的な部分があったのかなと思う。さっき委員が言われた件もあったし、感情的な面があって出た言葉かもしれないと個人的に思います。ただ、本当にこの2行だけということだと考えると、踏み込み過ぎかという、一理はあるかもしれませんが。それで、ここで提案したというのは、実際町側からの申し出があったことも事実ですが、実際これが表に出た場合、定例会では協議していますが、公表は、していないので、もしこのまま載せたら、いろいろな人の見方がありますので、その辺の大きな影響を考えると誤解を招いてしまう部分もあるかと思えます。確かに説明責任をこちらできちんとすればいいのですが、いろいろな方がいますので、その辺は少し町側のことも考えた中で、また、影響も考えた中で、今回事務方としてはここを削除するというので、提案させていただいた経過がございます。町長と副町長については、この意見書についてはかなり評価しています。中身的には全然問題なく、方式についてもきちんと調査してやってくれたということで、理解していただいております。ただ、この無償化、財源を行政側によって生み出すということの、本当にこのつながりだけが気になったみたいです。なかなかその辺がうまく理解されなかったですが、確かにこれが表に出ていった場合、皆さん携わっている方はいろいろわかると思いますが、実際に一般の方に出たら、その辺の影響とか誤解を招く面があるので、その辺は少し削除できればということで、今回事務局としては提案させていただいたものです。その辺の背景があって今回出させていただいたということがあります。

曾根田委員) 私は決して町側に対して一方的に批判しているわけではなくて、基本的には町と教育委員会とは両輪だと思っていて、我々、教育行政に対してこうあるべきだ、こうすべきだという意見はある。それに対しては少なくとも予算が絡みますよね。その予算を措置して執行させる権限というのはやっぱり町側にあるわけですから、そういう意味では、もちろん我々も含めて教育委員会と町と連携をすべき話ではあると思っています。その上で、我々はこういったものに対して、こうしたらどうでしょうかとサジェスチョンして、それを町がどう組むかというのは町の判断ですから、いや、それはできませんよと。それについて我々が言っているわけではなくて、その一つの方法としてこういうのもあるんじゃないですかと言っただけの話であって、別に、おかしいよ何とかと言っているわけじゃない。そういったことと理解していただきたいと思っています。その上に立って、町との相互連携というか、町との予算もあるし、基本的に教育委員会の委員の命令権者も、町長、町側ですから、決して切り離せないものだと思っていますので、その上に立った上での我々の検討として考えて出したものであると、僕はそれは決して間違っていないのかなということで、私は削除しなくてもいいという意見です。少なくとも、教育部長がおっしゃったように、感情でどうのこうのという発言があったんですけど、それはあってほしくないですね。これはだって定例会で、オープンな会議なんですよ。今の部長がおっしゃった言葉が議事に残るんですよ。

教育部長) でも、その辺は、そういうふうにとらざるを得ない部分もあるかと思
います。

曾根田委員) わかります。

教育部長) これは教育委員会がつくったものじゃないかという言葉がされると、先
ほど言いました報告書自体は別に問題ないと言っているんで、たまたまここ
の文言が、町長のほうの権限であるのに教育委員会がこういう記述をしたと
いうこと、多分そこで感情的という言葉で私が先ほど言ったと思いますが。

曾根田委員) だけど、ほかのを見てもそういう文言が入っていますよね。全部とは
言いませんけど、そういった言葉も入っている意見書もあるんですよね。別
におかしくないと僕は思うんですけどね。まあ、皆さんがそう思っ
て出してきた付議案件ですから審議しないといけないので、その前に意見を言わして
もらいましたけど。

竹内委員) この検討会の中で、やっぱり最初から最後まで、財政的な部分について
最大限、我々は大磯町でできる範囲のという制限の中でこれを出してきたん
です。もちろんさっき曾根田委員が言われたように、自校で完全給食をやれば、
それにこしたことはないんだけど、果たしてそういうことが大磯町で
できるのかということを考えたら、これは今すぐやる場合にはとてもそんな
ことを、例えばこの報告書で出しても実現は不可能だというのは誰もわか
っていることなので、そういう財政面を考えていって、この方向性に落ちつ
いたわけです。今その財政のことで話が出ているわけですが、事業の精査と
か、行革はちょっとはつきりわからないけども、事業の精査というのは毎年、
どこの課でもどこの部署でもやっているのではないかなと思うんです。また、
大磯町でも事業評価等で第三者から意見を聞いたりということ、決して今
やっていないことをやるような表現にはなっていないし、今やっているもの
を積み重ねていく中で財源が生み出せるのではないのかということだから、
そんなに難しいんですかね。そういうことを書いちゃうと。

曾根田委員) 僕は竹内委員と同じ意見ですね。日々改善していると思っているん
ですけど、見直しして。その意味だと僕は捉えているんですけど。別に大上段
に構えて「やれ」というのでなくて、今竹内委員がおっしゃったように、
日々活動の中で毎年見直しして効率化していくということの一環と僕は思っ
ているので、そんなについたようなことを言われるという気は全くなかつ
たんですけど。

委員長) 今の竹内先生、曾根田委員のご発言のとおり、この文章について違和感
は何もなく、事務局もそう思ってこの文章をつくり上げたわけなんですけども、
少なくとも最初の「給食方式の決定に当たり大きな課題である財政的課題を
最小限に抑えたこと」というのは、財政的課題については方向性の示してあ
る前のほうの文章の中でももちろん検討課題の1つに挙げていますし、文章
の中にも財政的課題の心配を挙げていたとか、いろいろ文言として出てくる
部分でありますから、少なくとも最初に竹内先生のご意見があったように、
このワンセンテンス、1つの文章については無理に取る必要はないのではな
いかなと思います。あと、文科省や県教委でどのように考えるかというよう
なご意見も参考にすると、町の副町長や町長のご意見については、ちょっと
ここを考え直してほしいという分については、そこまでおっしゃる部分かな
という気持ちを持つんですけども、先ほど申しましたように、私たちの伝え
たいことの主眼はここではないということですね。そこを踏まえてこの文章
をどうするか、最後に決めたいと思います。

曾根田委員) もう一つ、今委員長がおっしゃって思い出したんですけど、今、最大の、冒頭の財政的課題という話があったんですけど、教育委員会検討会でそういうことを純粹に考えて、そこの財政的な課題を書くということ自体が逆に問題ですと言われましたね。そんなこと考えなくてもいいんじゃないかと言われました。その最初の冒頭の財政的な課題を踏まえてということなんだけれども、そこはあえて書く必要は全くないと言われましたね。ここまで言うんだったら、じゃあ、そこの部分は教育委員会としてそこまで踏み込んで考える必要はないんじゃないかということと言われました。だから純粹に、地方教育行政の教育委員会の所管事項と学校給食法の法律に照らして、それをきちっと検討すればいい話で、「町の財政がどうのこうのと書く必要はありませんね」と言われた。一言、最後に言われたんです。だから、さっき教育長がおっしゃったように、子どものためにどうしたらいいかということを中心に考えていいんじゃないのということですね。そこが財政が厳しいからこれにするとするのはちょっと違うんじゃないですかと。子どもにとって何が一番大事で、どうすれば最大の食育ができるかというのから踏み込んで考えて、まとめればいいんじゃないですかという話なんですね。じゃあ、そこは取って再修正しますかという話だ。逆に提案しますよ、私。そのところを取って、では何が一番大事かというのから見直して、つくるべきではないかというのを意見提起します。提案します。再度、委員長に動議で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校給食法にのっとして、我々は子どもにとって何が一番給食の方法としていいかということについて、自校方式なりに、財政云々はちょっと棚上げして、それから検討すべきではないかということ動議します。

委員長) 今こういう動議が出されると、この意見書がまた振り出しに戻るという形になりますね。

曾根田委員) そうですね。そういう意味で教育長がおっしゃったような、何が一番大事かということを考えてもいいのかなと。ちょっと、すみません。我々は、だから町とやっぱり一体と思っているからこそ、厳しい財源の中でどれが一番いいかということでデリバリーにしたわけですから、そこはやっぱり理解してほしいなという気がするんですけどね。

中野委員) 私はこのアンダーラインの部分、削除していくことに反対なんです。そもそも食育を教育の一環とするという、そういう方向性に向かっている中で、食費を別途徴収するのではなく、教育費の一部として賄われるべきものではないのかなと思っています。そういった意味でも、無償化というのは本当に重要な課題であり、それをどうしていくかという提案をここに挙げているものであって、これは必要不可欠な部分であります。

委員長) 今回、文章を修正するかどうかについての付議だったのですが、今ここで動議として、財政的課題について考慮することを抜きにして、また振り出しに戻って話し合うべきではないかというご意見が1つ出ました。あとはこの修正が出されている文章について、修正するなり削除するなりして、この今の意見書を生かしていくかという、どちらか2つになるかなと思います。2つについてどちらかを今回決める必要があるかなと思いますけれども、いかがでしょうか。事務局は何かご意見ありますか。

教育部長) 表現の部分ですが、そちらについてはやはり確かに子どものために様々な形で、意見とか提案すべきと、それはわかっていますが、その中で、ソフト部分もありますが、お金にかかる部分がかなりあります。どうしても教育

費全体の予算というのもありますし、町全体の予算というのもあります。教育委員さんはそこまで細かいことはわかりませんので、事務方としてはその辺を精査した中で、優先順位があります。それを教育委員会に提案しながら、財政状況を提案しながら議論しています。やはりこういう大きなことの方向性を出す場合には費用がかかりますから、それは事務局から提案した中で、教育委員会でもその辺を含めた中で議論していただきたい部分であると十分思っていますので、今回の中学校給食の提案に当たっては、やはりその辺は踏まえた中で議論すべきかと思うのです。今回、そういう議論をした中で細かく、視察もして、議論してここまで持ってきたものでございます。予算審議についても確かに費用的な面、財政的な面も課長のほうから話をした中で、皆さんの共通の認識を持った中で、いわゆる財政的な面も含めて議論して予算計上する。予算審議もそうだし、今回の件にしましても、どうしてもなかなかその辺は議論の中で切り離せない部分もあります。動議の件については、事務方としてはその辺は、やはり教育委員会としては財政的な面も、いろんな判断をする場合には考慮すべき事案かなといつも思っています。今回、事務局としては削除の提案ということですが、これについては私が先ほど言ったとおり、やはり事務方としていろいろ考えました。初めは、ここまで議論してきた内容ですので、これでいきたいという、これをもって事前に町長もお話ししたのですが、なかなかその辺がうまく、ここだけ特化されていたら理解されませんでしたので、それで持ち帰って、先ほど言いましたとおり、全体、外に出た場合いろんな考え方があります。その辺は説明責任もありますが、ただ、それを事前に余り誤解を招かない程度でやったらいいのかなということで今回、事務局としては削除で提案させていただきました。ただ、今、委員さんのほうからいろいろ話が出てきた内容でございますので、その辺はこれは承認、不承認ということでも内容的には構わないと考えていますので、その辺はもう一度最初に戻り議論していただきたいと考えます。

曾根田委員) いろいろ、あれやこれや、うんたらかんたら言ったんですけど、委員もそうなんです、僕の思いというのがあって、竹内委員もおっしゃったように、日々やはり基本的に行政をやるのは町で、教育委員会もその中に入っているわけですね。だから、教育行政も町と連携して、町と一緒にやることは理解してしまして、間違いなく我々も教育委員会の中で日々見直しをして改善していこうという努力をしています。それが各課が集まって、町全体の行政の見直しになっていくと思うんですけど、ここに書いてある行政改革の一環として事業の精査というのは、町がやる行政改革の中で我々教育委員会もきちっと見直してやっていますよということを言いたいだけであって、決してそれをやれと言っているのではなくて、町の施策に従って我々もきちっと見直し、改善していきますよということを入れているわけですよ。なおかつ、私は非常に思い入れがあって、やっぱり中野委員がおっしゃったように、無償化できないかなと。義務教育だと僕は思っています、義務教育であれば学校給食だって給食法で、施設費は町ですけど、食材に係る部分は保護者負担となっています。そこも文科省に確認したら、別に町が払っても構いません。という、罰則規定がないので、そこをもらっていて、じゃあ、何か考えて、将来子どものために無償化できないかなという、すごく思い入れがあっていろいろ言ったわけですけど、そこはちゃんと理解してほしいなと。

だから、町の行政の手腕に沿いながら、教育委員会も見直していくんだよと

いうことを僕はここで言っていると思っていますので、そんな変な意味は僕はないと思っていますので、すみません、ちょっと思い入れを語ったりしまして申しわけないです。

委員長) 無償化のことについてはこの最後の文章のところの、削除の上のところに、無償化の検討について提言をしているわけで、これはもちろんこの文章は生かされていくと思います。この付議事項についてなんですけど、一応、今曾根田先生が動議を出されて、削除はしないでこのままでいきたいというお考えでよろしいでしょうか。先ほどの意見。

曾根田委員) 私は、消さなくてもいいんじゃないかなという意見です。

委員長) ほかの先生は、皆さんいかがでしょうか。

中野委員) 委員の皆さんからのご意見にあったよう、この部分に主眼を置いているわけではなく、子どもたちのために何をすべきかということを目的に持ってこの意見書をつくったのであって、そもそもここを削除するのどうのこうのという議論になること自体がおかしいと思います。

委員長) 削除しなくてもいいのではないかと。

中野委員) しないほうがいいです。

竹内委員) 無償化の部分は右側にも、その修正案のところにも第2段落で書いてあるわけですね、同じ文言が。だから、無償化そのものを否定されたわけではないですね。ただ、その下のいわゆるアンダーラインの部分についてが、まあ踏み込み過ぎというか、教育委員会でやるべきことではないというのか、そこら辺ちょっとわからないですけども、もしそういうふうなことであっても、実際にやっていることを書いただけだと私は思うんですよ。事業の精査というのはね。だから、行政改革がひっかかっているのかなと思っているんですけども、行政改革という定義づけがどういうものか、私は詳しくわからないんですけども、決して不可能ではないと考えますということだから、上の第2段落と第3段落は同じ課題のことを言っているわけですね。で、アンダーラインの部分は、お金、財政的な部分ということであれば、そんなに問題はないのではないかなと思いますけれども。だから、「行革」とか「事業の精査」とかがひっかかるのであれば、その部分をほかの文言に変えるかなんだけれども、実際にやっていることを書いちゃいけないんですかね。どうもそこが腑に落ちないんですけど。だから、代案としては、そのアンダーラインの部分のところで、最大限に抑えたこと、また、大磯町の活性化としても給食の無償化は小学校給食も含め今後検討すべき課題と考えますというので切っちゃうかなんですよ。あるいは、財政状況の好転を待ってとかね。何かしつこくて。

委員長) 少なくともアンダーラインの最初の給食方式の決定から、最小限に抑えたことまでは、このまま生かしてもいいのではないかなと思うんですね。財政的課題について、これより前にも十分検討し、そういう言葉自体何度も載せている内容ですので、ここは載せてもいいのではないかなと思っています。その後のところについては、行政改革とかいう語彙自体に若干問題があるのではないかという指摘だと思いますが。

曾根田委員) 今、委員長のおっしゃった財政的課題の、それは余計なことだって僕は言うね。間違ったら、おまえら余計なことだと。でも財政的課題はおまえらに言われることないという。ここがおかしいんじゃないの。

委員長) それだったら前の部分についても指摘するはずですよ。でも、それについては何ら問題がなく、この3行についてという部分が。もし前のほうに

についても問題があるというのなら、これは動議に出ましたとおりに、最初から考え直さなくてはいけなくなってくると思います。

教育部長) 多分この前段は文章の流れで、これを入れると後につながっていかないということで、一括で多分削除したと思います。うまく残せれば、後段の部分がうまくつながればいいと思います。

曾根田委員) 提案があったから、我々も見直したところ、財政的課題というのは余計な話じゃないかって町からは言うよという話。そんなこと言われる筋合いはないという話だと僕は思うんです。

学校教育課長) 先ほど来話しているように、行政改革とか、財源を生み出すというところでひっかかっているようでした。話を聞いた中で、ですから、その部分ということでしたら、すっきりするために、財政的課題を最小限に抑えたというのは、確かに皆さん言われているように、財政的課題も7つの課題の1つとして検討していますので、それは教育委員としてはしっかり議論した内容なので、いいかと思います。ですから、ちょっとこれは安易かもしれませんが、その中の部分をそっくり取るとすると、財政的課題を最小限に抑えたことから、給食無償化も決して不可能ではないと考えますというのも1つあるかなと。中の町長部局で気になっている部分を取れば、給食方式の決定に当たって財政課のほうで考えて、熟考して検討していますので、ここは生かせるかなと。ちょっとご提案ですけれども。

中野委員) ちょっと聞き間違ったかもしれないですけど、この前段の部分は、財政的課題を最小限に抑えたことというのは、どうしても希望していた自校方式ができない、その理由というか、その結果がこの最小限に抑えたということになっていて、これは前と後ろは違うものじゃないですかね。だから、これとこれ、前と後ろをくっつけるのは無理なんではないですか。

曾根田委員) 我々教育委員は、財政的課題がポトンとあって、それはやっぱり無視できませんよねと。その上で、じゃあ、その厳しい中でどういうふうにしたら実現させるかということで、いろいろ見直しをやって、目指していきましようねというサジェスチョンだと僕は思っていて、つながっていると僕は思っているんだ。だから、最初の業務見直しとかそういったことをすっ飛ばしてやるんだったら、じゃあ、最初からその財政課題も関係なく、ちゃんとやればいいんでしょうという話だよ。だから懇話会がつくった自校方式に従って我々もこれでやりましょうという意見を出すべきではないかと僕は思います。だから、文科省が言った学校給食法の趣旨を踏まえて検討しなさいという話だから、そうじゃないですかねということを行っている。

中野委員) だから、またの前とまたの後は別物であって、これは両方とも必要だと私は思っています。

委員長) 私は、前段の最小限に抑えたことまでは生かして、後のよってまでの文章は削除するのではなくて、何かもうちょっと表現を変える。いわゆる行政改革とか財源を生み出すというところが問題であるならば、その辺の表現を変えて文章をつくってほしいと思いますけれども。

曾根田委員) 例えば、町の行政改革に沿ってという話に。沿って教育委員会の業務の見直しをやっていきますという話。別にいいかなと思う。町が行うものに従ってやりますよというベースなら問題ないのね。

委員長) そうですね。

中野委員) そのつもりで書いてあったのに、それでまた文句を言われちゃったら、じゃあ、どうするのということですよ。

曾根田委員) 我々は自校方式をやりたいですよ。正直言うと。

委員長) でも、アンケートでは早く給食を実施してほしい、そういう意見も保護者からたくさん出ていました。

中野委員) 早くしてください。また振り出しに戻すなんて、だめです。みんな待っているんです。

委員長) そういうことも、アンケートも踏まえれば、やはり早期に実施できる形は、今の状況ではデリバリーしかないという結論にここで達しているわけなんです。だから、いろいろご意見がある中で、振り出しに戻して自校方式でということは、やはりアンケートに反する方向だと思いますね。だから、そういう財政的課題、それからアンケートの結果、全部を踏まえて考えれば、やはりこういう文章にしか本当はならないんですね。今、その文言を修正してどうかということについてはご提案をいただいたんですけども、どうでしょうか。この文章を丸々生かしたいというお考えも出ていますけれども、丸々そっくり生かせなくなる部分もあるんですが、その辺で。

教育部長) 案として、給食方式の決定に当たり大きな課題である財政的課題を最小限に抑えたことや、さまざまな行政改革を行うことで給食の無償化は決して不可能ではないと考えますということはどうでしょうか。

委員長) でも、行政改革という言葉は。

教育部長) 竹内委員が言うとおりの、行政改革はやっています。公表していますし、今、第5次行政改革で、みんなやっていることです。各課全部、細かい部分、紙1枚削減するとか、そういう行政改革をやっています。事業の精査・改革というか、そのほかにもいろいろやっていますので、行政改革という大きな枠組みですから。確かにこれに特化していますが、事業の精査も入ってくるかもしれません。

曾根田委員) 別に一般的だと思います。町がやっているんだから。

竹内委員) やらないというほうがよっぽど問題だと思う。

教育部長) ですから、その行政改革の中の一つを特化しているので、その辺が少し問題を提起されたかと思います。

曾根田委員) だから、それがよくわからない。だって町自体が行政改革を進めているわけでしょう。それをホームページにも出しているわけじゃないですか。だから別に問題ないと思いますが。本音は何ですか。本音がわからないと議論が進まない。だから、少なくとも各委員さんも町のいろんな情報を知っていて、当然大きな柱で行革をやると言っているわけですから。施政方針の中でもですね。だからそれを当たり前のようには書いたつもりです。

委員長) すみません、もう一度、今の事務局のを。

教育部長) 給食方式の決定に当たり大きな課題である財政的課題を最小限に抑えたことや、さまざまな行政改革を行うことで給食の無償化は決して不可能ではないと考えます。という案です。

竹内委員) そうすると、行革をやることによって財源を生み出せる。同じことなんだけど。

教育部長) そうですが。要はさっき言ったとおり、行政改革は、いろんなことをやっていますから、だから総括するということです。

曾根田委員) 大体、事業は教育事業だよ。

教育部長) そうなんですけど。

曾根田委員) 教育事業って入れますか。

委員長) この2行ぐらいの文章、行政改革を行うことで、という言葉に変えること

で、いろいろとれる形になるということになるんでしょうけれども、中にはもとの文章である事業の精査・改革とか、そういうものももちろんその裏側には含まれて書くという、私たちの気持ちですよね。それが含まれているんだということを、それは同じですよ。文章と私たちの言いたいことはね。

曾根田委員) 町が行革をやってなければ、踏み込み過ぎと言われるかもしれないけど、町がやっているんでしょう、行政改革は。

教育部長) 確かにこれは公にしていることですから。

曾根田委員) あえて載せないほうがおかしくなるじゃないですか。

教育部長) ただ、収入確保というのもあります。収入確保も行革の一環ですから、歳出だけ削減ではなくて、当然収入も多くなる。税はある程度決まっていますけど、そのほかいろいろ、何かするには国庫をもらったりしますので、その分一般財源が減ります。現実的には行政改革のひとつです。

曾根田委員) 例えば、これはちょっとそれちゃうけども、大磯は無償化していますと。ほかはやっていないと。じゃあ、若い世代が親として一番金がかかる幼・小・中の給食を無償化することによって魅力を感じて、若い人が来るかもしれない。そうしたら収入が増えるんじゃないですかね。と僕は思っているんだけど。今、非正規労働者がものすごく増えていて、しかも高齢化しているから、やはり若い世代が少ないでしょう、大磯町も。そういう意味で若い世代を呼び込む施策というのが1つの方法かなと、みんな議論したわけだよ。今すぐにはできないけど、将来理想的にやりたいなど。だから、町が大上段に構えて施政方針で言っている行政改革に沿って教育事業なんかもどんどん見直ししてやっていきたいと思いますよということを行っている趣旨なので、別に全然感じなかったんだけど。

委員長) 今いろいろ意見が出て、議論を重ねた部分なんですけれども、行政改革という言葉を生かして、今文章を事務局から示してもらいましたけれども、その辺を採用してここを修正するというのはいかがでしょうか。反対ですか、どうでしょうか。丸々生かしてほしいというご意見もある中で、このように提案するのはちょっと申しわけないですけども。

曾根田委員) そこは大人の判断が出てくるかもしれない。折衷案があるかもしれない。別にこれは全面にこだわっているわけではないので。

委員長) 伝えたいことは、その前に書かれている部分であるということ。その中に、財政問題というのは無視できない重大な課題だということもわかってほしいと思いますね。

曾根田委員) さっきの動議は取り下げます。

委員長) 取り下げて。

中野委員) 言い回しを若干変えるということで、一万歩譲りましょう。

委員長) そうですね。この意見書は私たちの苦勞の結集であり、重大な意味を持って町側に出す意見書なんだということを、町長、副町長にわかっていただきたいと思いますね。先ほど提案があった文書の変更で、大体よろしいでしょうか。どうでしょうか。

曾根田委員) ソフトランディングですからね。

委員長) ちょっと、いま一つなんですけど。

曾根田委員) 委員長、どう思いますか。

委員長) 私が最初に申し上げましたように、この意見書の言いたいことは、この3行ではないということですね。財政的課題は本当に重大な問題であって、

でも、アンケートや今までの調査から見て何が必要かという部分は、やはり給食を実施したい。それが、デリバリーが今のところ最も可能性がある提案なんだという部分でしょうね。これを見て町側が、では、これに対してどのように政策を打ち出してくれるかという部分を大いに期待するところですね。

では、動議が下げられましたし、折衷案の文章も示されたので、それで一部修正して意見書を完成させるということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

曾根田委員) 趣旨は踏まえてくださいという意見。

委員長) では、最終的に。

学校教育課長) では、その下線の部分を確認します。給食方式の決定に当たり大きな課題である財政的課題を最小限に抑えたことや、さまざまな行政改革を行うことによって給食無償化は決して不可能ではないと考えます。

委員長) では皆さん、ご確認いただけましたでしょうか。

中野委員) はい。

曾根田委員) それは案ですか。

教育部長) そうです。

曾根田委員) この場で、これで決めるという話。

教育部長) そうです。

曾根田委員) 無償化を取りますか。

委員長) 無償化について今ご意見がありましたけど、無償化についてはこの上の段落で一応提言されている部分ですから、下の下線がある部分の「無償化」については取っても、私たちの主張がわかっただけの部分かと思えますけれども。

曾根田委員) これが無償化につながってくるという理解であれば、さっきおっしゃった給食方式の云々から行政改革の何とかで実現に向けて取り組んでいきましようという話になるのかな。だから、無償化はここであえて考えますは要らないのかもしれない。

竹内委員) もう一回言ってみて。

曾根田委員) もう一回読んでもらえますか。

竹内委員) いや、課長のはわかったので、今の曾根田さんの言うのは、行革を行うことで無償化が不可能ではなくなるという表現だね。そうすると、行革ができていないから無償化がいつまでたってもできないのではないかと、ずっと言われるわけだ。でも、財政状況の好転があれば割合近くに、あるいは国の状況が変われば、割合近くの段階で無償化への道が開かれるかもしれないわけです。だから、行革だけに絞ってしまうのはどうかなというのはさっきから考えていたので。

曾根田委員) だから、最後は無償化ではなくて、あるべき姿に向かって取り組んでいきますよとすればいいのかな。ちょっと最初の文を覚えていないので、もう1回読んでくれませんか、岩本さん。

学校教育課長) 同じものですか。

曾根田委員) 最初から、給食方式。

学校教育課長) 給食方式の決定に当たり大きな課題である財政的課題を最小限に抑えたことや、さまざまな行政改革を行うことによって給食無償化は決して不可能ではないと考えます。

曾根田委員) だから、その最後の給食無償化のところを取って、うんたらかんたらにより、学校給食の一日も早いというか、学校給食の実現に向けて取り組ん

でいくべきだとするのか。だから、どうも行革が無償化につながってきちゃっているイメージがあるのかもしれないので、そこを取ることにして、上で無償化を言っているの、またそれを言う必要はないかなと思っています。

学校教育課長) その後の段落まで無償化についての話なんです。

曾根田委員) 下までね。それも切っちゃうの。だから、大磯町独自の新たな政策によってから、思いがありますので取って、上にくっつけて、こういうことで、小学校も含めて検討すべき課題かなという、何かうまくつながるんでないかなと思いますけど。

委員長) では、給食方式の決定に当たり大きな課題である財政的課題を最小限に抑えたことや、さまざまな行政改革を行うことで、今後、小学校給食も含め。

曾根田委員) ことで中学校給食の早期の実現に向けて取り組むとともに、今後、小学校給食も含め全体的な見直しをすべきというニュアンスのほうがいいのかなと思う。

委員長) 少し文章、難しいところだと思うんですけども、これはきょう採決しないといけない部分ですか。

学校教育課長) いけないということはないんですけど、今後、保護者の方とかに説明したりしていくので、まだ正式に決まっていないので、公表はできない状態なので。

曾根田委員) では、事務局の案でいいか。

委員長) 最初の事務局案でもいいです。もしあれでしたら、一応ここを変更するというので採決して、細かい文章については今後。

曾根田委員) では、事務局の今の案でいくということにして合議をして、それで最終版をもらおうと。だからその案で合議をしたらどうですか。

中野委員) 今出た趣旨を変えずに、若干の言い回しと文言、てにをはの違いがあれば修正しますということですか。

曾根田委員) 基本は今、事務局がおっしゃったような文章にしますと。

中野委員) それでいいと思います。

委員長) 最終確認で、もう一回読んでください。

学校教育課長) 給食方式の決定に当たり大きな課題である財政的課題を最小限に抑えたことや、さまざまな行政改革を行うことによって給食無償化は決して不可能ではないと考えます。この大磯町独自の新たな政策によって、大磯町の活性化に寄与できればという思いがありますので、今後、小学校給食も含め、検討すべき課題と考えます。

委員長) 今、事務局から読み上げていただいた内容でご理解いただければ質疑を打ち切りたいと思います。

曾根田委員) そのほうがかえってカチンと来るんじゃないかと思う。逆に厳しいと思うけど。

竹内委員) 私も厳しいと思う。

曾根田委員) それでいいと思うけど、これが出たときにカチンと来るんじゃないかと思いますが。

委員長) ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第21号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第21号中学校給食の導入に係る教育委員会検討会意見書の修正については先ほどの修正案どおり承認をいた

します。

議案第 22 号 平成 26 年度大磯町立幼稚園における休業日の変更について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) ご説明させていただきます。町立幼稚園の休業日については、大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の第 7 条で定めているところですが、今回はその中で、第 1 項第 3 号の学年始休業と、第 5 号の冬季休業について、その期間を変更するものです。なお、今回の議案については、各園の園長より休業日の変更についての届け出がありましたので、それに基づき附議するものです。まず学年始休業につきましては、4 月 1 日から同月 6 日までと規定されておりますが、4 月 7 日が小・中学校の入学式となっておりますので、保護者の方へ配慮し、入園式の日程を変更いたしました。また、大磯幼稚園と国府幼稚園は園長が兼務している関係もありますので、さらに 1 日変更しております。ですので、大磯とたかとり幼稚園が 4 月 8 日、国府幼稚園が 4 月 9 日から始まります。次に、冬季休業につきましては、規則では、12 月 25 日から翌年の 1 月 7 日までと規定されておりますが、4 月の学年始休業で、幼稚園の開始日に 1 日差が出来ておりますので、3 園の保育日数を同じにするために、大磯・たかとり幼稚園の冬季休業日を 1 日延長し、12 月 25 日から翌年 1 月 8 日までと変更するものです。なお、各園とも今回の休業日の変更により、学校教育法施行規則第 37 条に規定されている教育週数の 39 週を下まわることがないように変更しております。説明は、以上となります。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第 22 号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第 22 号平成 26 年度大磯町立幼稚園における休業日の変更については原案どおり承認をいたします。

議案第 23 号 旧吉田茂邸再建に係る平成 26 年度協定書について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

生涯学習課長) 旧吉田茂邸再建については、平成 26 年度から、いよいよ建物本体の実施工事に入っております。それに伴いまして、神奈川県と大磯町の間で平成 26 年度協定の締結をいたします。この協定書については、地方自治法ならびに条例の定めるところにより、平成 26 年 3 月議会での議決が必要となり

ますので、本定例会におきまして付議するものです。それでは、平成 26 年度協定書（案）をご覧ください。既に神奈川県と大磯町の間で、平成 24 年 7 月 27 日付で、旧吉田茂邸再建事業に関する基本協定書を締結しております。本案は、その基本協定書に基づいて平成 26 年度の負担額等について協定するものです。まず、事業の内容ですが、次のページ、別紙 1 をご覧ください。平成 26 年度協定の事業内容について記してあります。事業内容としては、実施設計に基づいて再建工事を行うこと。その対象施設としては、旧吉田邸本館のうち、まず、玄関、玄関ホール、応接間、食堂、新館、地下室といった、いわゆる再建を目的とした施設部分。ならびに新たに設けられる事務的機能をもった部屋、展示・休憩スペースが対象となります。次のページには位置図、更に次のページには参考図面として平面図、立面図を添付しております。恐れ入りますが協定書（案）のページにお戻り下さい。第 2 条にあります事業の期間は、平成 28 年 3 月 31 日までとなっています。第 3 条、総額の事業費は 5 億 1,048 万 6 千円で、このうち平成 26 年度に県に対して町が負担する額は 1 億 3,783 万 2 千という内容となっております。今後のスケジュールについては、本定例会でご承認いただいた場合、さらに議会の予算審議の中で予算が認められた場合に、議会の最終日に議案として提案する予定であります。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第 23 号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第 23 号旧吉田茂邸再建に係る平成 26 年度協定書については原案どおり承認をいたします。

報告事項第 1 号 第 3 回大磯 Challenge Live の開催について

生涯学習課長) 資料に基づいて報告いたします。鑑の裏面をご覧ください。本事業は、大磯町青少年指導員連絡協議会の自主事業として例年開催しているもので、今回で 3 回目を迎えます。青少年の文化活動・音楽活動の発表機会を提供し、青少年の健全育成を図ることを目的としています。開催日時は、平成 26 年 3 月 16 日曜日、正午から～午後 4 時 50 分で、生涯学習館を会場に実施いたします。本年度は、町の 6 月広報にて企画者と出演者を募集いたしました。その中で、青少年指導員の助言のもと、基本的には参加者自らの手で、自主的に企画運営をしてもらおうという方針で進めており、これまでに 3 回の企画会議を開催し、準備を進めてまいりました。本年度の大きな特徴として、協賛を募って事業運営の一助にしようという提案が青少年指導員からありました。参加者による企画会議でも承認され、大磯町商工会の協力をいただきながら協賛を呼びかけたところ、最終的に 29 店舗の協力をいただくことができました。また、今回は、参加者がオリジナル曲をつくり、ライブの最後に全員で演奏・歌うことも予定しています。なお、本年度の参加バンドは、10 組となる見込みです。

質疑応答)

委員長) 昨年より1つ参加組数が増えているようで、だんだん盛り上がっていくようでいいなと思っています。

では、よろしいでしょうか。

中野委員) 一つお願いします。大磯中学校のバンドを昨年の秋の文化祭で、視聴覚室で演奏しました。保護者とか聞きに来ることを想定してか、プレスリーの曲ですとかベイ・シティ・ローラーズなんかの演奏にチャレンジしていました、ものすごく盛り上がって、視聴覚室が壊れちゃうんじゃないかと。聞いているほうも楽しかったのも、もちろん青少年のためのものですが、大人も楽しめるライブになるといいと思います。

生涯学習課長) 企画、準備、それから飾り付けも一応出演者、参加者がみずから準備をやっていくということで、生涯学習館は防音設備がないんですけれども、その防音も手づくりで防音対策をするということもしておりますので、そういう努力もあわせて見ていただけたらなと思っています。

それから、ことし初めて国府中学校のほうからもバンドが参加されますので、去年は中学生は大磯中学校だけでしたけれども、ことしは国府中学校からも参加がございまして、ぜひ、時間がありましたらご覧いただければと思います。

報告事項第2号 平成25年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの実施結果について

生涯学習課長) 資料に基づいて報告いたします。鑑の裏面をご覧ください。本年度の成人式ならびに新成人記念のつどいは、平成26年1月13日の祝日、午後1時30分から3時30分まで、大磯プリンスホテル国際会議場で開催いたしました。例年と同様に、前半は大磯町と大磯町教育委員会の主催する式典、後半は新成人自らが組織する実行委員会主催による「新成人記念のつどい」が開催されました。当日の出席者は、男性100人、女性107人、合計207人でした。出席率は、76.10%となっております。また、この他に町外に居住し参加を希望し出席した新成人は、男性20人、女性7人、合計27人でした。参考までに、最近6年間の推移の表を掲載いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。該当者は、若干ですが昨年よりも増加していますが、出席率は減少しています。なお、実行委員会の主催するティーパーティーの出席者は、新成人、来賓あわせて259人でした。ティーパーティー参加費の残余金、12,640円は、実行委員会の総意により、旧吉田茂邸再建基金に寄付をしていただくことになり、1月16日に実行委員長から町長へ手渡されました。また、本年度は、初めての試みとして、当日ボランティアを募集したところ、3名の高校生から協力を得ることができました。当日に受付の手伝いをさせていただきながら、式典、つどいを見ていただき、将来の自分達の成人式を考えるきっかけとなってもらえたのではないかと思います。

質疑応答)

委員長) 例年、若干場をわきまえない成人がいましたけれども、全体的にいい会であったと思います。3名の16~19歳のボランティアを募りましょうというのは、これは実行委員会の提案になっていますか。

生涯学習課長) 実行委員会の中で、青少年指導員さんもアドバイザーとして入っておりますので、その中の話の中で、これから成人式を迎える若い人たちに実際に見ていただいて、なかなか実行委員さんはその年しか見ることができませんので、あらかじめ見ていただいた上で、自分たちの成人式を考えるきっかけができればいいねというようなご意見がありまして、それではこれから迎える若い人たちに、手伝っていただきながら見ていただく場を設けようではないかという話が出まして、募集をした流れになっています。

委員長) 今後につなげていく、いい会にしていくという意味ではなかなかいいアイデアだったかなと思います。ありがとうございました。

報告事項第3号 平成25年度文化財消防訓練の実施結果について

生涯学習課長) 資料に基づいて報告いたします。鑑の裏面をご覧ください。文化財防火デーの一環として、平成21年度から実施しております文化財消防訓練について、本年度は平成26年1月26日の日曜日、午前9時30分より、南本町の地福寺において実施いたしました。実施主体は、町消防本部と生涯学習課が担当し、消防署、消防団本部および第3・第11分団の協力を得て実施いたしました。当日は、消防署および消防団員のほか、他分団や地元の方々の見学を含めまして、51人の参加がありました。

報告事項第4号 春季企画展「きらびやかな雛人形の世界」の開催について

郷土資料館長) 資料をご覧ください。今回の展示は、郷土資料館平成25年度第7回企画展であり、平成26年2月22日土曜日から4月6日日曜日まで、36日間の開催を予定しております。郷土資料館での雛人形展は、2~3年に一度のペースで開催しておりますが、毎回好評を得ており、恒例の企画として認知されております。郷土資料館では地域資料として貴重な雛人形を複数所蔵しておりますが、公開の機会を設定することで資料の有効活用をも図るものでございます。展示の概要および関連企画は、資料記載の内容を予定しております。刊行物については、配布させていただきましたリーフレットを作成いたしました。今回の企画展については既に2月号広報でご案内をしておりますが、今月末発行予定の3月号広報でもご案内をいたします。また、リーフレットの関係機関への配布やHP、などでも周知を図ってまいります。

報告事項第5号 新春企画展・横溝コレクション「馬! うま! 午!」の実施結果について

郷土資料館長) 資料をご覧ください。今回の展示は、郷土資料館平成25年度 第6回企画展として、平成26年1月5日日曜日から1月26日日曜日まで、19日間にわたって開催いたしました。今回の展示は、故横溝千鶴子氏からご寄贈いただいた故横溝精彦氏が収集された馬に関する資料に関して、資料に記載の趣旨・概要で展示を構成いたしました。会期中の入館者は2,103人で、1日平均約111人の方が来館されたこととなります。

その他

教育部長) 次回の定例会は3月25日火曜日午前9時から大磯町役場4階第1会議室で行います。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成26年3月25日

委員長 _____

委員長職務代理者 _____

委員 _____

委員 _____